

公益社団法人花巻市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1 この基準は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業（就業先との往復の途上を含む。以下同じ）に伴う事故を未然に防止し、会員が安全に就業できるようにすることを目的とする。

第2 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第2 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守る。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしない。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検する。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐす。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしない。
- (6) 作業の現場では、整理整頓を心かける。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行う。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつける。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業する。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がける。

(作業別安全就業基準)

第3 会員は、安全心得のほか、別に定める「作業別安全就業基準」を守り、安全就業に努めなければならない。

(※「作業別安全就業基準」は、全国シルバー人材センター事業協会編安全・適正就業の手引きによる)

(安全保護具)

第4 会員は、高所作業に従事する場合は、周囲の安全を確認するとともに、安全帽（ヘルメット）の着用及び命綱の使用など保護具を用いることとし、作業の安全に万全を期すものとする。

(交通安全)

第5 会員は、就業先との往復時は、交通ルールを守るとともに交通安全に努め、交通事故に十分注意し移動しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、黄色の帽子・腕章を着用するなどして、通行する車両に、路上作業を喚起するなどし、交通事故防止に努めなければならない。

(作業環境の安全確認)

第6 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、適正であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第7 会員は、通行人等に対し危険が及ぶと思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第8 会員は、器具類を使用する作業を行うときは、その取扱は正しい方法によるものとする。

2 会員は、自己が使用する器具類については、定期的に点検を行うこととし、作業前には必ず点検し、安全を確認しなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第9 会員は、日頃から自己の健康維持及び管理に努め、健康診断は進んで受けるものとする。

2 会員は、身体に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけるものとする。

(報告義務)

第10 会員は、就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又はセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第11 会員は、この基準に定める以外に、センターより安全就業に関する指示があった場合には、それに従うものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。